

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢社会・人口減少社会の到来や、さらには急激な経済・社会情勢の変化などにより人々のライフスタイルや価値観が多様化し、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市においては、男女共同参画社会の形成に向けた施策を積極的に推進していくため、平成17年度に「東温市男女共同参画計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、市民、事業所、団体などの協力を得て様々な取組を行ってまいりましたが、平成27年度末をもって第1次計画の計画期間が満了となることから、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため第2次東温市男女共同参画計画を策定します。

2 計画の背景

(1) 国の動き

① 「男女共同参画基本計画」に関する動き

昭和52年 国際社会の取組や法の下での平等を定めた日本国憲法の理念を受けて国内行動計画が策定されました。

平成11年 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」が施行されました。

平成12年 男女共同参画社会基本法の施行を受け男女共同参画基本計画（第1次）が策定されました。

平成17年 男女共同参画基本計画（第2次）が策定されました。

平成22年 男女共同参画基本計画（第3次）が策定されました。

平成27年 「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」「さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用」「女性に対する暴力をめぐる状況の多様化への対応」などの方針が盛り込まれた男女共同参画基本計画（第4次）が策定されました。

② 「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に関する動き

平成23年 次世代育成支援対策推進法が改正され、従来の国・地方公共団体や従業員301人以上の企業に加え、従業員101人以上の企業についても事業主行動計画の策定が義務付けられました。

平成26年 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）」の施行により次世代育成支援対策推進法の有効期限が延長されるなど、職場・地域において子育てしやすい環境整備に向けた措置が講じられました。

③ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）」に関する動き

平成24年 育児・介護休業法の改正により、子育て中の短期時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や介護休暇が導入されました。

④ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」に関する動き

平成26年 配偶者暴力防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となりました。

⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）」に関する動き

平成27年 女性が希望に応じて職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とする女性活躍推進法が制定され、国・地方公共団体や従業員301人以上の企業に事業主行動計画の策定・届出・周知・公表が義務付けられました。

（2）県の動き

平成4年 愛媛県女性行動計画が策定されました。

平成13年 男女共同参画社会基本法や国の男女共同参画基本計画等を踏まえ、愛媛県男女共同参画計画」が策定されました。

平成18年 国の男女共同参画基本計画（第2次）が策定されたことから、愛媛県男女共同参画計画の中間改定が行われました。

平成23年 国の男女共同参画基本計画（第3次）や社会経済環境の状況等を踏まえ、第2次愛媛県男女共同参画計画が策定されました。

3 計画の性格

（1） 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づいて、本市が男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

（2） 第2次東温市総合計画や関連する他の個別計画との整合性を図り、平成27年7月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「男女共同参画に関する事業所調査」並びに市民や男女共同参画計画策定委員会等の意見を踏まえて策定した計画です。

（3） 本計画を配偶者暴力防止法に基づく本市における市町村基本計画と位置付けます。
（該当箇所：主要課題1 重点目標4）

（4） 本計画を女性活躍推進法に基づく本市における市町村推進計画と位置付けます。
（該当箇所：主要課題3 重点目標1～3）

4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や進捗状況に応じて適宜見直しを図ります。